

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 5 号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年岩手県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
公 署	所在地	公 署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
釜石警察署橋野駐在所	釜石市橋野町	釜石警察署橋野駐在所	釜石市橋野町
<u>宮古警察署刈屋駐在所</u>	<u>宮古市刈屋</u>		
岩手県立宮古高等学校川井校	下閉伊郡川井村大字川井	岩手県立宮古高等学校川井校	下閉伊郡川井村大字川井
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。